

社会福祉法人らぼおるの樹

慶弔見舞金規程

第1章 総則

第1条（目的）

この慶弔規程（以下「規程」という。）は、就業規則第76条ならびに非常勤職員就業規則第107条にもとづき、社会福祉法人らぼおるの樹における慶弔について定めることを目的とする。

第2条（種類）

慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- ① 結婚祝金
- ② 出産祝金
- ③ 弔慰金

第3条（適用範囲）

この規程は、常勤職員ならびに非常勤職員（以下「職員等」という。）に適用する。ただし、常勤職員及び非常勤職員で、申出の日から3ヵ月以内に雇用関係が終了することが明らかな場合には、原則、前条に定める慶弔金を支給しないものとする。

第4条（届出）

職員等又はその家族が、この規程の定めるところにより慶弔金を受けようとするときは、慶弔申請書及びその事実を証明する書類を提示し、その都度法人に届け出なければならない。

第5条（重複不支給）

この規程による慶弔金は、法人に同一世帯2名以上勤務している者にかかる同一支給事由の場合、原則として重複して支給することはない。

第6条（慶弔金の返還）

職員等が虚偽の届出によりこの規程に定める慶弔金を受給した場合は、慶弔金を直ちに返還しなければならない。

第7条（勤続年数の計算）

この規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生日までとする。

第8条（労働時間）

1 週間あたりの労働時間は、この規定を適用する時点での当該職員の契約書上の所定労働時間をいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児・介護、妊娠中、その他傷病等により、所定労働時間の短縮措置を行っている場合は、短縮前の労働時間数にて取り扱うものとする。

第9条（特例の扱い）

慶弔金について法人が適当と認めたときは、この規程に定められた金額によらない場合がある。

第2章 祝金

第10条（結婚祝金）

職員等が在職中に結婚した場合、本人に対して、次により祝金を支給する。

職員区分 (週の所定 労働時間)	常勤職員 40時間	非常勤職員		
		40時間	20時間以上 40時間未満	20時間未満
結婚祝金	30,000円	30,000円	15,000円	0円

- 2 結婚の当事者の2人共が法人の職員等であるときは、第5条の定めにかかわらず、その各々に前項に定める額の祝金を支給する。
- 3 第1項の結婚祝金について、法人が適当と認めたときは、第1項に定められた金額によらない場合がある。

第11条（出産祝金）

職員等又は配偶者が出産した場合、本人に対して、次により祝金を支給する。

職員区分 (週の所定 労働時間)	常勤職員 40時間	非常勤職員		
		40時間	20時間以上 40時間未満	20時間未満
出産祝金 (1産児につき)	10,000円	10,000円	5,000円	0円

第3章 弔慰金

第12条（弔慰金）

職員等及びその家族が在職中死亡した場合は、本人又は遺族に対して、次により弔慰金を支給する。

① 本人弔慰金

職員区分 (週の所定 労働時間)	常勤職員 40時間	非常勤職員		
		40時間	20時間以上 40時間未満	20時間 未満
—	50,000円	50,000円	25,000円	0円

② 家族弔慰金

職員区分 (週の所定 労働時間)	常勤職員 40時間	非常勤職員		
		40時間	20時間以上 40時間未満	20時間 未満
配偶者	30,000円	30,000円	15,000円	0円
子	10,000円	10,000円	5,000円	0円
父母	10,000円	10,000円	5,000円	0円

- 2 葬儀の際には、理事長名の花輪または生花を供し、弔電を打つものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年9月21日より施行する。